

# 「岐阜県労働力シェア促進交付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症等の影響による失業者の増加を抑制し、県内事業者の雇用維持を支援するため、在籍型出向制度を活用し、在籍型出向による人材の受入れを行った事業主に対して、給付金を支給します!

## 支給額

出向契約の成立1名当たり5万円

※1事業主当たり10人までとする。



## 対象事業主の要件

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 県内に事業所を有する法人（農事組合法人、社会福祉法人等の会社法に規定する法人以外の法人を含み、国又は地方公共団体が運営・出資するものを除く。）又は個人事業主であること。
- (2) 在籍型の出向契約により受け入れた人材を県内の事業所において従事させること。
- (3) 受け入れた人材に係る求人情報が、県が運営するマッチングサイトに掲載されていたことかつ産業雇用安定センターで受付がされていたこと。
- (4) 受け入れた人材は、県内の事業所（産業雇用安定センターで送出情報の受付がされていた事業所に限る。）の正社員（雇用保険被保険者に限る。）であること。
- (5) 人材を受け入れた期間が同一年度内において、1月以上であること。
- (6) 在籍型の出向契約を締結した事業者と資本的・組織的関連性がないこと。
- (7) 岐阜県税の滞納がない事業者であること。

	R3年度			R4年度										R5年度									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
出向期間①			←対象外																				
出向期間②			←対象外																				
出向期間③			←対象																				
交付金申請期間																							
出向期間④																							
交付金申請期間																							
出向期間⑤																							
交付金申請期間																							
出向期間⑥																							
交付金申請期間																							
出向期間⑦																							
交付金申請期間																							
出向期間⑧																							

◎申請書の記載例や「申請様式」は、岐阜県ホームページからダウンロードできます。

< <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/246605.html> >

◎申請・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材確保係 住所：岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-1111（内線3292）



岐阜県

## 交付金支給までの流れ

1 在籍型出向での求人情報を岐阜県が運営するマッチングサイト<<https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>> 又は産業雇用安定センターに掲載する。

2 事業者間で在籍型の出向契約を締結。人材の受入開始。

パターン①：令和5年2月末までに当該年度内に1月以上ある出向契約の期間が終了する場合

パターン②：令和5年3月～令和5年3月31日の間に、出向契約の受入期間が1月を経過する場合

3 「交付申請書」を県へ提出

### 【交付申請書提出期限】

パターン①の場合

出向契約の期間が終了した日から30日を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い日(当日消印有効)。

パターン②の場合

令和5年3月10日(当日消印有効)。

4 県で申請書類の審査後、適正なものについて交付金を支給